**飲食店振興事業の実施要領**

静岡県商工会連合会

１．目　　的

県下商工会が共同チラシの作成や割引券の発行等の飲食店支援を実施することで、新型コロナウイルス感染症により、厳しい経営環境におかれている商工会地域の飲食店振興を図ることを目的とする。

２．対象事業

商工会が主体となり実施する商工会地域の飲食店支援を目的とした事業のうち、以下の要件に該当するものとし、本会が商工会へ委託する。

（１）実施期間　令和５年７月１日～令和６年２月１５日

（２）参加募集　日本標準産業分類の中分類76飲食店に分類する飲食店で、食品衛生法に基づく、飲食店営業、喫茶店営業の許可を受けている地域内の飲食店に広く募集を行うこと。

　（３）実施事業の例

①地域内飲食店の共同チラシの作成、配布

　　　　②地域内飲食店のみで使用できる、割引券・クーポン等の発行

　　　　③キャッシュレス決済導入の初期費用の助成　など

３．申請対象

本事業の対象商工会は、以下の何れかに該当する商工会とする。

（１）各単位商工会

（２）任意の複数商工会（幹事商工会を決めてください。）

４．委託金額

（１）上限額　１商工会　２，０００，０００円（税込）を上限とする。

　　　　　　　（複数商工会の場合は、合計3,000,000円（税込）を上限）

（２）支払時期　事業報告後に一括払いとする。

（３）支払額の確定

　　　採択決定額の範囲内で、実施報告書に基づき支払額を確定する。

５．取扱方法等

（１）申請方法

　①申込期日：令和５年６月９日（金）（担当者宛メールにて）

　②提出書類：飲食店振興事業申請書（様式１－１）

　　　　　　　飲食店振興事業収支予算書（様式１－２）

（２）事業の採否

本会にて、申請内容を精査し事業の採否及び委託金額を決定し、申請

　　　商工会に通知するとともに、採択先商工会（複数商工会の場合は幹事商工会）と本会との間で委託契約を締結する。

なお、申請件数多数の場合は、本会の審査により、予算総額の範囲で採択先及び採択金額を決定する。

（３）事業の完了報告

　　採択された商工会は、事業完了後１ヵ月以内に所定の様式により本会へ

報告を行う。

提出書類：飲食店振興事業実施報告書兼請求書（様式２－１）

飲食店事業収支報告書（様式２－２）

　　　　　　　　飲食店振興事業参画事業者名簿（様式２－３）

　　 　　　　　 証憑書類の写し（納品書、請求書、領収書または振込票控）

　（４）支払

　　　本会は、報告書に基づき委託金額を確定し、申請（幹事）商工会へ送金する。

６．対象経費

（１）本事業に係る以下の経費を委託対象経費とする。

なお、参画事業者から負担金を徴収する場合は、その額を差し引いた額を

対象とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　目 | 支　出　範　囲 |
| ①通信運搬費 | 事業実施に必要な送料、機材・機械等の運搬のために支払われる経費 |
| ②広報費 | 事業実施を周知するため、新聞折込広告、テレビラジオ広告等に支払われた経費  ※商工会報等への掲載は対象外です。 |
| ③印刷製本費 | ポスター、ＤＭ、折込チラシ等のデザインや印刷にかかる経費　※商工会で印刷した経費は対象外です。 |
| ④給付金等 | 割引券、クーポン券等のプレミアム相当分に充当する費用 |
| ⑤外注費 | ①～④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に発注（請負）するために支払われる経費 |

７．その他必要な事項

この要領に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、会長決裁によるものとする。

附　則

　この取扱要領は、令和5年4月1日から実施し、令和5年4月1日から適用する。